

管理組合版ポータルグループウェア 7days サービス規約

第1条(会員)

- 1) 本約款を承認の上、株式会社サンスイ(以下「サンスイ」という)所定の手続きに従い、ポータルグループウェア 7days サービス(以下「本サービス」という)を申し込み、サンスイがその加入を認めた管理組合及び本サービスを利用する予定の者を構成する個々の構成員を会員とします。
- 2) 次のいずれかに該当する場合には、サンスイは申し込みを承諾しないことがあります。
・会員の申し込みを承諾した場合に、サンスイの業務の遂行又は本サービスの提供について著しい支障が生じるとき。

第2条(サービスの内容)

- 1) 標準サービス: サンスイが提供する本サービスにおいて、「管理組合版グループウェア 7days サービス」サイト内の『機能一覧』において標準サービスと規定して会員へ提供するサービスです。
- 2) オプションサービス: サンスイが提供する本サービスにおいて、「グループウェア ASP サービス 7days」サイト内の『機能一覧』においてオプションサービスと規定して有償または無償で付加するサービスです。
- 3) サービスの対象: 本サービスの利用予定者は、本約款に従い本サービスの提供を受ける管理組合(管理組合法人を含む。以下、「管理組合」という。)、管理組合から管理業務を委託された受託業者、管理組合を構成する区分所有者、区分所有者から本サービスの利用権限及び専有部分に関する占有権限を付与された適法な居住者とします。

第3条(管理組合窓口担当者)

- 1) 管理組合は、本サービスの提供を受けるにあたり、サンスイの定める書式に従って、管理組合を代表する者から委任を受けた、窓口担当者を定めてこれをサンスイに届けるものとします。
- 2) サンスイは管理組合に対する本サービスの提供にあたり、管理組合に報告・連絡・協議すべきことは、管理組合を代表する者、あるいは管理組合が指名した窓口担当者に対してなすことをもって足りるものとし、管理組合がサンスイに対して何らかの申し出等をする場合は、管理組合を代表する者、あるいは管理組合が指名した窓口担当者を通じてなすものとします。
- 3) 前項における協議の内容が、平成16年1月に国土交通省が定めた標準管理規約において総会決議を要する場合においては、総会決議をもって管理組合の意思決定とします。
- 4) 管理組合は、本サービスの利用にあたり、直接サンスイに申し出等をなすことはできません。
- 5) 窓口担当者は、上記業務をさらに管理組合が管理業務を委託した受託業者に委託することができます。

第4条(本サービスの種類および利用料金)

- 1) 本サービスは、標準サービスとオプションサービスとの組み合わせ、若しくは標準サービスのみで提供されます。
- 2) 本サービスを開始するにあたって必要な初期導入開発料金・カスタマイズ料金、初期導入サポート料金、サポート保守料金、アプリケーションメンテナンス料金、本サービス利用料金等、本サービスの種類に応じた、導入・開発、利用、保守に関する各種料金の金額並びに支払期日及び支払方法は、別途、管理組合版「7days」ASP サービス利用契約書において定めます。但し、本サービス利用申込者の内、特定の者の要求に応じて提供する定型外の本サービスについては、「管理組合版「7days」ASP サービス利用契約書」の定めにかかわらず特別の料金が設定されることがあります。
- 3) 管理組合からサンスイに支払われた本サービスに関する一切の料金等は、理由の如何を問わず返還しないものとします。
- 4) サンスイは、後述の検収終了日から起算して6ヶ月目の応答日までに限り、無償にて、本サービス(上記カスタマイズされたソフトウェアを含む。)における瑕疵の補修を含む保守サービスを提供し、その後の保守サービスは別途協議とします。

第5条(サービスの利用環境)

- 1) 会員は、本サービスの利用に先立ち、本サービスのシステム要求事項への適合性の自ら確認をするものとします。また、会員は、それに必要な通信回線、端末機器、ソフトウェア等を設置場所へ導入、設置、接続、その他を行うための工事を自らが行うものとします。これらの工事等に係る費用は、すべて会員が負担するものとします。
- 2) 会員は、本サービスを利用する為に任意の通信事業者ならびにインターネット接続業者と契約するものとし、サンスイは、通信事業者若しくは接続業者の責めに帰すべき事由で本サービスの提供が妨げられたとしても、一切その責めを負わないものとします。

- 3) 本サービスの利用に関し必要な関連機器の種類、設置場所等の変更に係る費用は、会員が負担するものとします。
- 4) サンスイが行う本サービスの高度化、改良、その他の変更により関連機器の種類、設置場所等の変更等が必要となった場合でも、会員は自己の費用と責任により関連機器に対する必要な追加、変更及び工事を自らが行うものとします。これらの工事等に係る費用は、すべて会員が負担するものとします。

第6条(サービスの提供)

- 1) サンスイは、このポータルグループウェア 7days サービス規約(以下「規約」という)に従って、会員が申込んだサービスを、本サービスの利用に必要なユーザーID、パスワードなどを会員に付与することで、会員に提供します。
- 2) 本サービスの開始は、本サービスの利用に必要なユーザーID およびパスワードなどが会員に付与され、会員のサービスの利用環境で、本サービスの動作が確認された時とします。
- 3) 本サービスの提供は、月単位とします。

第7条(情報の提供)

- 1) 会員に犯罪の被疑事実があり、裁判官の発する令状により、データが特定され開示するよう求められた場合に、サンスイは会員の承諾なく当該データの全部または一部を開示することができるものとします。

第8条(届出事項の変更)

- 1) 管理組合は、サンスイに届出ている氏名、名称、代表者又は住所、提供を受けているサービスの内容、関連機器の種類、設置場所、会員指定の金融機関口座、管理業務委託先、その他ポータルグループウェア 7days サービスお申込書(以下「お申込書」という)の記載事項に変更が生じた場合、サンスイ所定の方法により遅滞なくサンスイへ届出るものとします。
- 2) 届出がないため、サンスイからの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合、通常到着すべき時期に会員に到着したとみなされても異議を申し立てないものとします。また、会員からの届出が遅延したことにより生じた損害については、サンスイは一切責任を負わないものとします。

第9条(本契約期間)

- 1) 本サービスの契約期間は、本サービスの開始日から12ヶ月間とします。但し、サンスイ及び管理組合は、管理組合の総会決議を経たうえで、12ヶ月間の単位で契約を更新することができ、その後も同様とします。なお、契約期間の途中で解約(使用を中止)する場合も管理組合が支払った料金の払い戻しは行いません。

第10条(情報等の取扱い)

- 1) 管理組合は、サンスイが貸与した接続アカウント(以下「ID」といいます)及びパスワードの管理、使用について責任を持って管理するものとし、第三者に譲渡、貸与、売買、開示、質入れなどを行うことはできません。
- 2) サンスイは、IDおよびパスワードの管理、使用については一切責任を負わず、これらを第三者が不正使用すること等に起因して管理組合に損害が発生したとしてもその責を負いません。
- 3) 管理組合は、当該IDおよびパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちにサンスイにその旨を連絡するものとします。また、第三者による不正使用に関連して、本サービスの利用について、サンスイから何らかの指示がある場合には管理組合はこれに従うものとします。
- 4) 管理組合は自己のデータ領域内でなされた一切の行為及びその結果について、当該行為を自己が為したか否かを問わず、全ての責任を負うものとします。但し、サンスイがセキュリティ対策を講じていなかったことに起因して発生した結果についてはこの限りではありません。
- 5) サンスイは管理組合が登録したデータの管理・保存について、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。
- 6) 管理組合は、自己のデータ領域内での行為に関する他の管理組合、あるいは第三者との紛争、または自己の使用するドメイン名に関する紛争等は自己の責任において解決するものとし、サンスイに対して何らの負担も求めないこととします。
- 7) データが本約款第11条記載の、若しくはそれに準ずる行為とサンスイが判断したときは、サンスイは管理組合の承諾なくサンスイのサーバー内の該当するデータの全部または一部を削除することができるものとします。
- 8) 管理組合は、本サービスの終了に際して、管理組合により生成された文章等のコンテンツを電子データとして受け取ることができるものとします。電子データは本サービスで利用しているデータベース形式のままとし、DVD-R等のメディア媒体の形式で譲渡するものとし、本サービス以外での利用に際して、サンスイは何等責任を負わないものとします。なお、電子データをメディア媒体にする際の作業費用については、別途見積もりの上、管理組合の負担とします。

第11条(禁止事項)

- 1) 会員は本サービスの利用にあたり、次の行為をしてはなりません。
 - (1) 他人の著作物をその著作者に許可なく無断で転用・利用すること
 - (2) 本サービスのサーバー、回線その他の施設に過大な負荷を与えるような利用をすること
 - (3) 虚偽の情報を提供する行為
 - (4) 違法にサンスイ又は第三者に不利益をもたらし、または損害をあたえること
 - (5) 誹謗・中傷・わいせつ等公序良俗に反する情報を流すこと
 - (6) 他人のプライバシーを侵害すること
 - (7) 本サービスを利用して、未成年者にとって有害と認められる情報の売買、配布もしくは掲載をする行為、性風俗特殊営業もしくはこれに順ずる事業を営む行為、またはそれらを助長する行為もしくはそのおそれのある行為を行うこと
 - (8) 内容や理由を問わず、スパム(無差別送信)を行うこと、またはアカウントを発行していない不特定多数の送信先に対しメールを送信すること
 - (9) その他、他ユーザーの使用に支障きたす恐れのある使い方をすること
 - (10) 法令や公序良俗に反する行為をすること、あるいはそれを助長すること
 - (11) 他人の管理する情報を不正に改ざんし、破壊し、または盗むこと
 - (12) 本サービスのサーバーまたは第三者のシステムに不法に侵入すること
 - (13) 他人になりすまして情報を送信、受信などすること
 - (14) コンピューターウイルスなど有害なプログラムを使用し、配布し、もしくは提供すること
 - (15) 本サービスその他サンスイが提供するサービスの提供を妨げること
 - (16) 本サービスの提供を受ける権利を他人に譲渡すること
 - (17) サンスイの電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をすること
- 2) 会員は前項各号のいずれかに該当する行為により、サンスイ及び本サービスの他の会員または第三者に対して損害を与えた場合は、会員がこれを補填し、自己の責任をもってこれを解決するものとします。当該行為について、サンスイは一切の責任を負わないものとします。
- 3) 会員の行為が第1項のいずれかの行為に該当する可能性があると判断した場合、サンスイは会員への本サービス提供の停止、会員のコンテンツへのアクセス停止、掲載された情報の削除など、違反状態を除去するために必要な措置をとることができるものとします。
- 4) サンスイは前項の措置をとったことにより、もしくはとらなかったことにより、会員その他の者が被った損害については一切責任を負わないものとします。

第12条(サービスの変更・中止・停止)

- 1) サンスイは、本サービス内容の一部又は全部を機能改良や法令、社会環境の変化等に伴い事前に通知することなく変更する場合があります。
- 2) サンスイは、止むを得ない事情により本サービスの運用継続を変更・中止・停止する場合は、中止の2ヶ月前までに会員に通知するものとします。
- 3) その他サンスイは、次の各号の何れかに該当する場合には、会員に事前に通知することなく、一時的に本サービスの一部又は全部の運用を停止する場合があります。
 - (1) 電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない事由が生じた場合
 - (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがあり、電気通信事業法第8条にさだめる処置その他必要な措置を取る必要がある場合
 - (3) 電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
 - (4) セキュリティホールへの対処の必要がある場合
 - (5) 法令による規制、司法・行政命令等が適用された場合
 - (6) インターネット上での不正侵入および、本システムが悪質な第三者により、運営不能または、運営に支障きたす恐れのある場合
- 4) サンスイは、前項各号に基づき本サービスの運用の全部または一部が中止・停止されたことによって生じた会員の損害については一切責任を負わないものとします。

第13条(サービス提供の停止)

- 1) サンスイは次のいずれかに該当する場合には、会員への本サービスの提供を事前の催告をすることなく停止する場合があります。
 - (1) 管理組合がサンスイに対する支払いを期日までに行わなかったとき(※支払の発生する場合に限る)
 - (2) 会員が約款上の会員の義務を怠ったとき
 - (3) 本サービスの提供に著しい支障を及ぼすと認められる事情が生じたとき

- (4) 会員が第三者に対して迷惑行為を行ったとき、若しくは第三者から会員に対して抗議があったとき
- (5) その他サンスイがやむを得ないものと認めたとき

2) サンスイは、前項各号に基づき本サービスの提供の全部または一部が停止されたことによって生じた会員の損害については一切責任を負わないものとします。

第14条(コンテンツについての責任)

- 1) サンスイは会員が本サービスを利用して発信する情報コンテンツを審査もしくは監視しません。また、それに起因する一切の責任を負わないものとします。
- 2) 会員の発信する情報コンテンツに起因する一切の紛争は、会員が自己の責任と費用でこれを解決し、サンスイに一切の負担を与えないものとします。

第15条(サービスの休止及び廃止)

- 1) サンスイは天災、障害、不測の事故等、本サービスの復旧が困難と判断した場合、本サービスを休止または廃止することができるものとします。その場合、休止または廃止する月の前月まで月額利用料金は発生するものとします。
- 2) サンスイは、2ヶ月前までに会員に通知することで、サンスイの都合により本サービスの全部または一部を休止または廃止することができるものとします。
- 3) サンスイは、前項、前々項の廃止により会員に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第16条(規約の解約)

会員は、書面により、解約希望月の前月15日までにサンスイに対し予告することにより本規約を解約することができるものとします。この場合、上記解約希望月が満了した日を持って本規約は終了するものとします。

第17条(規約の解除)

- 1) 会員が次のいずれかに該当する場合、サンスイは、会員に対し通知・催告することなくただちに本規約を解除できるものとします。前項の規定により規約が解除された場合、会員はその利用に係わるサンスイに対する一切の債務につき期限の利益を喪失するものとします。また、契約の解除に伴い、サンスイが被った損害は、全て会員が賠償するものとします。
 - (1) サンスイは会員が規約に違反し、サンスイがその是正を催告した後30日以内にかかる違反が是正されないとき
 - (2) 会員の規約違反がサンスイの業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき
 - (3) 本契約の申込書の記載内容に虚偽があったとき
 - (4) 会員が日本及び他各国で定められた法律に反する行為を行ったとき、若しくは過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき
 - (5) 前(4)のほか、会員の信用状態に重大な変化が生じたとサンスイが認めたとき

第18条(利用料金の支払い)

- 1) 管理組合は、初期料金、月額利用料金およびその他一時的発生した料金を、サンスイの指定する銀行口座に、サンスイの指定する方法により、支払うものとします。なお、振込手数料などは管理組合の負担とします。その時、管理組合は、料金に消費税を加算した金額を、サンスイに支払うものとします。
- 2) 会員からサンスイに支払われた本サービスに関する一切の料金等は、本規約第1条の申込をサンスイが承諾をしなかった場合を除き、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第19条(遅延損害金)

管理組合は規約に基づく債務についてその支払いを遅延した場合には、支払い期日の翌日から支払日の前日までの期間について、年14.6%の割合で計算した遅延損害金をサンスイの指定する期日までにサンスイの指定する銀行口座に振込む方法で、支払うものとします。

第20条(バックアップ)

サンスイは本システムの故障・停止時の復旧の備えて、会員の登録したデータの複写を保管することがあります。ただしその複写したデータを会員に提供することを約するものではありません。

第21条(サンスイによる編集・出版)

サンスイは、会員の承諾を得た上で、会員の情報を抽出・再編集して、インターネット、書籍、放送その他の媒体を通じて、発表することがあります。この場合の著作権は、サンスイに帰属するものとします。

第22条(サンスイによるメール等の送付)

サンスイは、サンスイが必要と判断するメールやファイルを会員に送付することがあります。この場合、サンスイが送付したメールが消費する会員のデータ領域やデータ転送料は会員の負担とします。ただしその複写したデータを会員に提供することを約するものではありません。

第23条(設備の交換)

- 1) サーバー等の設備が老朽化もしくは故障し、そのままでは本サービスの提供に支障が生じるおそれが出てきた場合において、保守や修理で対応できない場合は、サンスイは本サービスを提供するサーバー等の設備を交換することができるものとします。設備の交換をするときは、緊急の場合をのぞいて、1カ月前に通知するものとします。
- 2) 前項の場合、設備交換期間はサービス提供を停止するものとします。
- 3) 第1項の場合、設備交換後にサービス内容の変更を伴う場合があります。
- 4) サンスイは、前3項により会員に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第24条(会員のデータの権利)

会員が登録したデータの著作権法上の権利について、サンスイは保護する義務を負わないものとします。

第25条(データ等の消去)

- 1) サンスイは、利用容量の保守・メンテナンスのために、何らの補償をすることなく、データ領域に蓄積されている会員の登録したデータを、管理組合の承諾を得てサンスイの定める周期において削除するものとします。
- 2) サンスイは、利用容量に余裕がなくなるおそれがあるときは、何らの補償をすることなく、また、管理組合の承諾を得てそのデータ領域に蓄積されている会員の登録したデータまたはその他の情報を消去することがあります。

第26条(情報の管理)

管理組合は、自らの費用と責任において、本サービスを使用して、受信または送信する情報について、本サービス用設備の故障による管理組合の登録したデータの消失を防止するための措置をとるものとします。

第27条(管理組合の義務)

管理組合はアカウントの利用者情報または、名称など設定申請書に記載されている内容に変更があった場合は、サンスイに対して、7営業日以内に報告するものとします。

第28条(本サービスに関する障害)

サンスイはサーバーの設定及び接続環境を保守・管理する責任を負います。但し、何らかの理由で本サービスの提供に障害が発生した場合には、可及的速やかに障害を克服するための措置をとることをもって、障害発生時および本サービスの一時的全部ないし部分的中断、あるいは廃止におけるサンスイの責任のすべてとします。なお、サンスイは、管理組合に対して、本サービスの一時的全部ないし部分的中断、あるいは廃止を、可及的速やかに通知します。

第29条(保証)

前条は本サービスに関するサンスイの保証責任(法律上の瑕疵担保責任を含む)のすべてを規定したものです。サンスイは、本サービスの提供が中断及び廃止されないことを保証するものではありません。

また、サンスイは、管理組合がサーバーに接続することができること、あるいは多くの時間を要することなく接続することができること、若しくは設置スクリプトあるいはデータベースが作動しないことがないことを保証するものではありません。

なお、サンスイは、管理組合がサーバーに蓄積または転送したデータの保存に関して何らの保証をするものではありません。

第30条(責任の制限・損害賠償)

1) 本サービスの性質上、サンスイは前条の保証を限度として、本サービスを提供するものであり、本サービスが変更、一時的全部ないし部分的中断、廃止、中止、制限され、それらのことに起因、あるいは関連して管理組合に何らかの損害が発生したとしても、サンスイは、一切その責めを負わないものとし、管理組合は名目の如何を問わず、何らの請求をしません。

また、管理組合がサーバーに接続できず、あるいは接続に多くの時間を要し、若しくは設置スクリプトあるいはデータベースが作動せず、それらのことに起因、あるいは関連して管理組合に何らかの損害が発生したとしても、サンスイは一切その責めを負わないものとし、管理組合は名目のいかんを問わず、何らの請求をしません。

なお、管理組合がサーバーに蓄積または転送したデータが滅失、あるいは毀損したとしても、サンスイはこれに関して何らの責めを負いません。

2) サンスイは、管理組合が本サービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含む)について、何らの保証責任を負いません。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとします。

3) サンスイは、理由の如何にかかわらず、管理組合の登録したデータが削除されたこと、あるいは何らかの理由によりデータが失われたことに起因して、管理組合あるいは第三者に損害が生じたとしても、何らの責任を負わないものとします。

- 4) サンスイは、管理組合が本サービスの利用に関連し、他の管理組合または第三者との間で、不法行為に基づく損害賠償請求を行い、あるいはこれを受ける等、何等かの紛争が発生しても、これらの紛争については一切何らの責任を負いません。この場合、管理組合は、自らの費用と責任において当該紛争に対処し、処理するものとします。仮に、同紛争において、サンスイが損害賠償請求を受けた場合には、紛争当事者である管理組合は、その処理費用を負担するとともにサンスイの免責に必要な各賠償金支払債務を含む一切の費用を負担しなければなりません。
- 5) サンスイはいかなる場合にも以下の損害についての責任を負わないものとします。
 - (1)特別な事情により生じた損害
 - (2)逸失利益
 - (3)管理組合の登録したデータの全部あるいは一部の毀損、滅失ないし喪失により生じた損害
 - (4)第三者からの請求により生じた損害
 - (5)管理組合の過失により生じた損害
 - (6)管理組合の責任により導入する関連機器に起因して生じた損害

第31条(秘密保持)

- 1) サンスイならびに会員は本サービスの提供に関して知り得た互いの秘密を第三者に漏洩しないものとします。
- 2) 前項の規定は会員の本サービスの契約解除後もその効力を消滅しません。

第32条(個人情報保護)

- 1) サンスイは、本サービスの提供に関して知り得た会員の個人情報を秘密に保持し、管理組合の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示又は提供してはならない。
- 2) サンスイは、本サービスの提供に関して知り得た会員の個人情報について、本サービスの提供以外の用途に使用してはならない。
- 3) サンスイは、会員の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、改竄、漏洩等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
- 4) サンスイは、会員の個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、直ちにその旨を管理組合に報告し、応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後、可及的速やかに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を乙に明示しなければならない。

第33条(規約の変更)

- 1) サンスイは会員の承諾を得ることなく事前の通知なしに規約を変更できるものとします。この場合、変更後提供される本サービスの種類、料金その他の提供条件は、変更後の規約に従うものとします。
- 2) 本規約に変更があった場合は、サンスイは事前に当該変更箇所を書面または指定の Web ページ、会員が利用する 7days ページ上、またはその他の方法により、会員に提示する方法により通知を行い、同時点において会員に効力を生じるものとします。

第34条(著作権)

- 1) 別段の定めのない限り、サンスイの提供する本サービスに関する各コンテンツの著作権その他の知的財産権はサンスイあるいは各コンテンツの主宰者に帰属するものとします。また、各コンテンツの集合体としての本サービスの著作権、その他の知的財産権はサンスイに帰属するものとします。
- 2) 会員は、本サービスの利用により享受される著作物を、著作権法その他の法律で許された範囲内でのみ使用するものとします。会員が著作物の使用、改変、複製、頒布その他の行為により著作権法その他の法律に違反し、若しくは他人の著作権を侵害した場合には、会員がその責めを負うものとし、サンスイがかかる違反若しくは侵害により損害を被り、若しくは被るおそれがあるときは、サンスイを防御、免責、補償するものとします。
- 3) 会員が、本サービスの利用に際して作成する文章等のコンテンツに関する著作権は、その著作者あるいは著作権の全部あるいは一部を譲り受けた者に帰属するものとします。
- 4) 会員が登録したデータの著作権法上の権利について、サンスイは保護する義務を負わないものとします。
- 5) 前項に記載するコンテンツの著作権者が不明であることによる紛争は、会員において処理、解決するものとし、サンスイは一切関知せず、何らの責任を負いません。
- 6) サンスイは、上記コンテンツが、本約款第8条に記載する禁止事項に反する場合、その著作権者の承諾を得ることなく、掲載情報の全部あるいは一部を削除することができます。

第35条(損害賠償額の制限)

本サービスの利用に関し、サンスイが損害賠償義務を負う場合、サンスイは、会員が実際に被った通常の直

接損害に対して、会員がサンスイに本サービスの対価として支払った料金を限度額として損害賠償責任を負うものとします。逸失利益および間接損害などの特別の事情により被った損害については、サンスイは賠償責任を負わないものとします。

第36条(代理店の変更)

代理店を介して契約した会員は、当該代理店がサンスイの代理店としての権利を消失した場合、会員の取引勘定をサンスイ又は別の代理店に移行しなければならない場合があります。

第37条(通知等の方法)

サンスイが管理組合に対して本約款に基づき通知をする場合は、本サービスを提供するホームページ上に掲載する方法によります。

第38条(合意管轄)

本約款に関して生じた紛争については、サンスイの本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(以下余白)